

アーケード等連絡協議会設置要綱

(平成15年6月23日決裁)

(設置)

第1条 この要綱は、市内におけるアーケード及び道路の上空に設ける通路（以下「アーケード等」という。）の許可等に関し、関係行政機関の連絡及び調整を行うため、アーケード等連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、アーケード等の設置箇所を所管する次の行政機関（以下「機関」という。）をもって組織する。

- (1) 各務原警察署長
- (2) 消防長
- (3) 岐阜土木事務所長
- (4) 都市建設部長
- (5) 都市建設部管理課長
- (6) 都市建設部都市計画課長
- (7) 都市建設部建築指導課長

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) アーケード等の許可を行うときは、「アーケードの設置基準」（昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号）及び「道路の上空に於ける通路の基準」（昭和32年7月15日建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）の運用に関する事項
- (2) その他必要な事項

(協議)

第4条 各機関は、それぞれ所管事項に関し責任を有するとともに、他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし、協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、申請者に協議通知書（様式第1号）を交付できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長は協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長は都市建設部長とし、副会長は都市建設部建築指導課長とする。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。この場合において、協議すべき事項の特殊性、地域性、影響等を考慮して、各機関のうち当該協議すべき事項に関係のない機関は招集しないものとする。

2 協議会の招集は、協議すべき事項、期日及び場所を示して開催日の10日前までに様式第2号により関係する各機関に通知するものとする。

3 各機関は、必要があるときは、会長に対し協議会の開催を請求することができる。

(参考人の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(議事の非公開)

第8条 協議会の議事は、公開しないものとする。

(事務局)

第9条 都市建設部建築指導課に協議会事務局を置き、協議会の事務処理をする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

協議通知書

様

アーケード等連絡協議会

会長 各務原市都市建設部長 印

年 月 日付け提出されました について、
当協議会の協議結果は、下記のとおりです。

記

1 意見

2 条件

3 申請者

4 申請場所

5 建築物

事務局

印

担当

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

アーケード等連絡協議会開催通知書

様

アーケード等連絡協議会

会長 各務原市都市建設部長 印

アーケード及び道路の上空に設ける通路の許可等に関し、下記によりアーケード等連絡協議会を行いますから出席してください。

記

1 協議すべき事項

2 期 日

年 月 日 時 分

3 場 所

事務局

印

担当